

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 秀英会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市諏訪一丁目 750 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 17 年 3 月 25 日

(4) 設立登記年月日 平成 17 年 4 月 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	谷 口 育 秀	管理者
理 事	谷 口 英 美	
監 事	谷 口 育 洋	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	谷口整形外科	長崎県大村市諏訪一丁目 750 番地 2 4210521813	一般病床 無床 療養病床 無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5 年 11 月 20 日 令和 4 年度事業報告及び報告書類承認
理事及び監事任期満了につき改選
- 令和 6 年 9 月 28 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 6 年度理事報酬総額及び理事報酬の決定

法人名 医療法人 秀英会
所在地 大村市諏訪 1 丁目 7 5 0 番地 2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	229,528	I 流 動 負 債	6,070
II 固 定 資 産	16,799	負 債 合 計	6,070
1 有 形 固 定 資 産	16,766	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	33	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,290
		II 積 立 金	234,967
		純 資 産 合 計	240,257
資 産 合 計	246,327	負 債 ・ 純 資 産 合 計	246,327

法人名 医療法人 秀英会
所在地 大村市諏訪1丁目750番地2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	82,736
2 事業費用	62,327
事業利益	20,409
II 事業外損益	
1 事業外収益	320
2 事業外費用	1
経常利益	20,728
税引前当期純利益	20,728
法人税等	4,865
当期純利益	15,863

様式 2

法人名 医療法人 秀英会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市諏訪 1 丁目750番地2

財 産 目 録
(令和 6年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	246,327 千円
2. 負 債 額	6,070 千円
3. 純 資 産 額	240,257 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	229,528
B 固 定 資 産	16,799
C 資 産 合 計 (A + B)	246,327
D 負 債 合 計	6,070
E 純 資 産 (C - D)	240,257

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 秀英会

理事長 谷口 育秀 殿

私は、医療法人 秀英会 の令和5年会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月14日

医療法人 秀英会

監事 谷口 育洋

